

特定非営利活動法人フードバンク信州 コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人フードバンク信州（以下、当法人という。）の倫理規程の理念に則り、当法人が直面する、又は将来直面する可能性のあるコンプライアンス（法令等の遵守をいう。以下同じ。）上の問題を的確に管理・処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施・運営の原則を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 当法人に所属するすべての理事、監事、及び職員・ボランティアスタッフを含むすべての職員（以下、役職員という。）は、前条の倫理規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

(組織)

第3条 この法人のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。

- (1) コンプライアンス担当理事
- (2) 外部コンプライアンス委員会（必要な場合）

(理事長の責務)

第4条 当法人の理事長は、この規程の目的を達成するため、コンプライアンスを事業運営の基本方針の1つとし、コンプライアンス体制の整備及び維持並びに向上に努める。

(役職員の責務)

第5条 当法人の全ての役職員は、この規程の目的を踏まえ、自らの職務を規制している法令等について正しい知識を習得するよう努める。

- 2 当法人の全ての役職員は、法令等に定めのあることについては、法令等に則って行動し、また法令等に定めのないことについては、社会的良識に基づき行動して、自らの職務を誠実かつ公正に遂行しなければならない。
- 3 当法人の全ての役職員は、自らの職務を務めるに当たり、以下に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 法令等に違反する行為
 - (2) 他の役職員に対する法令等に違反する行為の指示、命令、教唆又は強要
 - (3) 他の役職員が法令等に違反する行為を行うことの許可、承認又は黙認
 - (4) 他の役職員若しくはその他の者からの依頼、請負又は強要により法令等に違反する行為を行うことへの承諾
 - (5) 反社会的勢力との関係及び取引行為
 - (6) 人種差別及びセクシュアルハラスメント・パワーハラスメント行為
 - (7) 官民間問わず汚職や賄賂など禁止
 - (8) 法人内で知りえる利用者並びに当法人の機密情報を第三者に漏洩する行為
- 4 前項各号に掲げる行為を行った役職員については、理事会の決定に基づき処分が課されるものとする。

(免責の制限)

第6条 役職員は次に掲げることを理由に、自らが行った法令違反行為の責任を免れる

ことはできない。

- (1) 法令について正しい知識がなかったこと
- (2) 法令に違反しようとする意志がなかったこと
- (3) 当法人の利益を図る目的で行ったこと

(コンプライアンス担当理事)

第7条 理事長は、当法人のコンプライアンスにかかわる責任者として、理事の中からコンプライアンス担当理事を任命する。

- 2 コンプライアンス担当理事は、定期的に理事会に対し、当法人のコンプライアンスの状況について、報告するものとする。
- 3 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策の立案及び実施の責務を有する。
- 4 コンプライアンス担当理事の役割・権限は以下のとおりとする。
 - (1) コンプライアンス施策の実施の最終責任者
 - (2) コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者
 - (3) 外部コンプライアンス委員会を設置した際の委員長

(外部コンプライアンス委員会の設置)

第8条 当法人のコンプライアンスを客観的に実行するために、外部コンプライアンス委員会を設置することができる。

- 2 外部コンプライアンス委員会は、コンプライアンス体制の実効性をあげるための方針や施策等を検討・実施する。
- 3 理事会は、必要に応じて外部コンプライアンス委員会の人選・委託を行う。

(報告・連絡・相談ルート)

第9条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス担当理事に報告する。

- 2 コンプライアンス担当理事は、前項の報告又は内部通報等でコンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を知ったときは、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、理事会の承認を得て実施する。
- 3 役職員は、第1項にかかわらず、緊急の事態等の事由により、コンプライアンス担当理事を経由することができないときは、理事長に直接、第1項の報告をすることができる。

(コンプライアンスのための教育)

第10条 当法人は、役職員に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また、役職員は当法人の倫理規程を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和2年3月23日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年2月6日から施行する。